

## 米国議会にて第一四半期に議論された主な内容

➤ 米国議会で2019年第一四半期(1月-3月)に協議された主な内容を以下チャートにて記載。

| カテゴリー     | 主な議論内容  | 注目点  | 今後の動向   |
|-----------|---|--|---|
| 米国議会全般    | <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年の中間選挙結果を反映した新たな米国議会がスタート。民主党が下院の過半数を、共和党が上院の過半数を占める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスケア、リタイアメント、給与が主な議論項目となっている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き議論が行われる。特にオバマケア(ACA)、処方箋薬剤、施術後の高額医療費請求などの議題について協議・投票が行われる見込。</li> </ul>                          |
| リタイヤメント関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>リタイヤメント制度の緩和・拡大に関する活発な議論が進行中。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>下院に設置された委員会で法案(Retirement Security Bill)が可決。</li> <li>上院にて公聴会が今後開催される見込。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して議論が行われる見込。</li> <li>下院にて法律通過の投票が行われる見込。</li> </ul>   |
| ヘルスケア関連   | <ul style="list-style-type: none"> <li>現議会では、ヘルスケアが一番の注目。</li> <li>両党派にて、「処方箋薬剤価格」と「医療サービスを受けた後に受取る高額医療請求」が議論されている。</li> <li>オバマケアに対して行われた訴訟の影響から、同法の既往症ルール(既往症患者を保険として拒否してはならない)が再び注目を集めている。</li> <li>キャデラック税制度(オバマケア)廃止法案が提出へ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>高騰する処方箋薬剤について、両党派で活発に議論されている。</li> <li>法案の幾つかは、委員会内で議論される見込。</li> <li>「医療サービスを受けた後に受取る高額医療請求」については、両党派で大きな議論となっている。トランプ大統領は、上院両党派に対して、法案可決に向けて速やかに動くよう要請。</li> <li>オバマケアの一部内容(短期限定プランや州免責など)を廃止する案が、下院の委員会で可決。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して議論が行われる見込。</li> <li>上下両院にて、処方箋薬剤とその他項目に対する公聴会が開催される見込。</li> <li>下院は、オバマケアの議論に集中したい意向。</li> </ul> |
| 給与関連      | <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦最低賃金の改善と賃金の性別格差是正が注目を集める。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>下院にて性別格差を是正する「給与公正法(Paycheck Fairness Act)」が可決。</li> <li>下院内設置の委員会にて連邦最低賃金を時給\$15とする法案が可決。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「給与公正法(Paycheck Fairness Act)」は上院へと議論の場が移動。</li> <li>下院にて連邦最低賃金に対する法案投票行為が行われる見込。</li> </ul>         |

出典： Legislative Review and Outlook: January – March 2019, April 8, 2019 by Willis Towers Watson

【注】本情報は主題内容に関する一般的な情報を提供することを目的としており、法律上、会計上、及び税務上のアドバイスを目的としたものではありません。

法律上、税務上、及び会計上の義務・条件に関する事項につきましては専門家にご相談下さい。

Copyright © 2019 Willis Towers Watson. All rights reserved.